

地震に強いまちのために

区の支援事業をご活用ください



1面に引き続き、区の支援事業を紹介しします。いつ起こるか分からない首都直下型地震に備えましょう。要件等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】▶①は防災都市づくり課(本庁舎8階)☎(5273)3829、▶②はみどり公園課みどりの係(本庁舎7階)☎(5273)3924、▶③④は建築指導課(本庁舎8階)☎(5273)3745へ。

① ブロック塀等の除去



道に沿った高さ1m以上のブロック塀・万年塀・大谷石塀などの除去に掛かる費用の一部を助成します。

【助成金額】40万円を限度に▶実際の工事に掛かる費用、▶除去するブロック塀等の面積(m²)×面積当たりの単価(※)で算出した費用のいずれかのうち低い額
※面積当たりの単価は▶万年塀…6,000円/m²、▶ブロック塀・大谷石塀等…12,000円/m²

ブロック塀等除去後のフェンス等の新設への助成も行っています(2020年度末まで)

【助成金額】12万円を限度に次のいずれかのうち低い額の2分の1▶実際にフェンス等の新設に掛かる費用、▶新設するフェンス等の長さ(m)×12,000円

② 接道部の緑化

新たに生垣等を作る際の費用の一部を助成します。同時にブロック塀等を撤去する場合は、その費用の一部も併せて助成します。



【助成要件】次の全てに該当すること

▶道路に直接面するように樹木を植える(2m以上。道路側にフェンス等の設置は不可)、▶前面の道路の幅が4m以上あるか、4m以上確保できる、▶工事完了後、5年以内に改造や撤去をしない

※売買目的や、みどりの推進モデル地区を除き緑化計画書が必要な場合は対象外です。

【助成金額等】右表のとおり。上限額は接道部緑化(生垣・植樹帯)、ブロック塀等撤去、各40万円

種別		助成額
生垣	高さ1m~1.5m未満の樹木を植栽	7,000円~/m
	高さ1.5m以上の樹木を植栽	20,000円~/m
植樹帯	低木+中木	7,000円/m
	低木+高木	14,000円/m
ブロック塀等撤去	高さ1m以上の万年塀等	6,000円/m ²
	高さ1m以上のブロック塀・大谷石塀等	12,000円/m ²

③ 擁壁・がけの耐震化

地震・集中豪雨による災害を未然に防ぐため、擁壁・がけを安全に維持管理することが大切です。

改修等を実施する擁壁等の高さが1.5m以上で以下のいずれかに該当する擁壁等を新設する場合等の改修工事費の一部を助成します。

【対象の擁壁等】▶道に近接する、▶居住用の建築物に近接する

※専門技術者の無料派遣も行っています。詳しくは、お問い合わせください。



▲擁壁の耐震化の例

④ エレベーターの耐震化

すでに設置済みのエレベーターを対象に、地震時の閉じ込め・挟まれ事故防止のための装置設置や耐震補強等の防災対策改修工事へ補助しています。

【対象工事】▶P波感知型地震時管制運転装置の取り付け、▶主要機器の耐震補強(耐震クラスA14)、▶戸開走行保護装置の取り付け



6月1日~30日実施

新宿応援セール

区と新宿区商店会連合会では、商店街の活性化のため、区内の商店街で買い物やサービスを利用した方に総額3,000万円の金券が当たるキャンペーンを実施します。詳しくは、広報新宿5月25日号でお知らせする予定です。

【問合せ】産業振興課産業振興係(西新宿6-8-2、BIZ新宿4階)☎(3344)0701、新宿区商店会連合会事務局☎(3344)3130へ。

新宿応援セール 参加店を募集します



商店会に加入していない商店の方へ

新宿区商店会連合会にお申し込みいただくと、新宿応援セールに参加できます(事務費負担等あり)。詳しくは、4月15日(月)までに新宿区商店会連合会事務局へお問い合わせください。

後期高齢者医療制度に加入している方へ

保険料の軽減特例が見直されました

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階)☎(5273)4562へ。

後期高齢者医療制度では法律に基づき、所得が一定基準以下の方の保険料を軽減しています。特に所得の低い方等は、特例としてさらに軽減し、軽減した分は国の費用で補っています(保険料の軽減特例)。

今後、医療費の増大が見込まれる中、皆さんが低負担で安心して医療にかかることができる制度を維持するため、保険料の軽減特例が見直されました。

見直しの概要

●均等割額の軽減割合(右表)

均等割額(年間43,300円)は、同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額をもとに一定の割合を軽減しています。総所得金額等の合計額が33万円以下で被保険者全員が公的年金所得のみ(公的年金収入80万円以下)の世帯は、本来7割軽減のところ保険料の軽減特例が適用され、30年度まで9割軽減していましたが、31年度から8割軽減になります。
※65歳以上(31年1月1日時点)の方の公的年金所得は、高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します。

★軽減割合5割・2割は総所得金額等の上限を緩和(右図)

▶5割軽減の世帯

【30年度】33万円+(27万5,000円×世帯の被保険者の数)以下

【31年度】33万円+(28万円×世帯の被保険者の数)以下

▶2割軽減の世帯

【30年度】33万円+(50万円×世帯の被保険者の数)以下

【31年度】33万円+(51万円×世帯の被保険者の数)以下

●被扶養者軽減が期限付きに(右図)

会社の健康保険等(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方が後期高齢者医療制度の対象となった場合、均等割額が5割軽減されます。31年度から、5割軽減となるのは、後期高齢者医療制度に加入してから2年を経過する月までとなりました。

※29年4月30日以前に後期高齢者医療制度の対象となった被扶養者の方は、31年3月31日に軽減期間が終了しました。

※低所得による軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。
※当面の間、所得割額は掛かりません。

【保険料の軽減特例 軽減割合の変更】

下表 〇…30年度まで ■…31年度から

被保険者と世帯主の総所得金額等の合計	軽減割合	均等割額の自己負担額
33万円以下で被保険者全員が公的年金所得のみ(公的年金収入80万円以下)	9割	4,300円
	8割	8,600円

33万円+(A×世帯の被保険者の数)のAについて

	5割軽減	2割軽減	非該当
30年度	0~27万5,000円	27万5,000円超~50万円	50万円超
31年度	0~28万円	28万円超~51万円	51万円超

27万5,000円超~28万円の世帯は2割軽減→5割軽減
50万円超~51万円の世帯は軽減なし→2割軽減

軽減割合5割 (自己負担額21,600円)

制度加入から2年を経過する月を過ぎると

軽減割合なし (自己負担額43,300円)